

法改正による「問題」「解答解説」の訂正について

『佐藤としみの条文順過去問題集』をご利用いただき、ありがとうございます。
法改正による「問題」「解答解説」の訂正箇所をお知らせいたします。
なお、掲載にあたっては、次のようにしています。

- 1 最初に、改正部分のおおまかな説明を行い、続いて、「問題」「解答解説」で訂正する箇所を記載しています。
- 2 改正部分の説明は、23 年度本試験に向けて、訂正の必要のある箇所のみ説明させていただいています。したがって、改正対応済の部分は、訂正する必要がありませんので、平成 23 年度改正の説明はしていません。
- 3 問題分、解答解説文の訂正箇所は、「青字」かつ「下線」で表記しています。
- 4 「問題」「解答解説」共に、訂正の必要のある場合は、両方とも掲載していますが、択一式の「問題」だけに訂正の必要がある場合は、「問題」のみ掲載しています。なお、「解答解説」のみ訂正のある場合は、「問題」「解答解説」共に掲載しています。
- 5 該当ページ数は、「問題」の掲載があるページを記載しています。

第1款 労務管理その他の労働に関する一般常識

◆雇用対策法

雇用対策法9条に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針」が一部改正された。

(青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針)

改正後

(第2 事業主が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置)

事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

(略)

- ② 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定すること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも3年間は応募できるものとする。また、学校等の新規卒業予定者等を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することができるよう検討すること。

③ (略)

- ④ 職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用することが困難な場合には、若年者トライアル雇用等の積極的な活用により、当該青少年の適性或能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業に就く機会を提供すること。また、青少年がジョブ・カード制度を活用して職業能力の開発及び向上を図る場合には、安定した職業に就く機会を提供すること。

(第3 事業主が定着促進のために講ずべき措置)

- (2) 実践的な職業能力の開発及び向上に係る措置

(略)

- ③ 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めるために必要な情報の提供、職業生活設計及び職業訓練の受講等を容易にするための相談機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易にするため、職業能力評価基準等を活用すること。

<過去問① P188 □□2>

□□2 青少年の雇用機会の確保等に関して事業主が適切に対処するための指針において、事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験について、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物本位による正当な評価を行うために、一定の措置を講ずるよう努めることと定められており、また、いわゆるフリーター等についても、その有する適性や能力等を正当に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、ボランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立って判断することが望ましい、と定められている。(H20-5E)

第2款 雇用保険法

◆休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書

育児介護休業法において、3歳未満の子を養育する労働者に対する事業主の講ずべき措置として、所定労働時間の短縮措置等の実施が義務付けられたことに伴い、「休業・勤務時間短縮開始時賃金証明書」が、「休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書」に変更された。

過去問②

P.136 [問60] P.152 [問29] [問30]

<過去問② P136 ■□60>

■□60 事業主は、その雇用する一般被保険者のうち小学校就学前の子を養育する者に関して勤務時間の短縮を行っていたときに当該被保険者が離職した場合、その離職理由のいかんにかかわらず、雇用保険被保険者休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書を、当該離職により被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日以内に、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。(H21-2D)

→ × (則14条の4第1項) 休業・所定労働時間短縮開始時賃金証明書は、被保険者が離職し、「特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格の決定を受ける場合」に限り、提出することとされている。したがって、設問は、「その離職理由のいかんにかかわらず」としている点で誤りとなる。

<過去問② P152 ■□29>

■□29 小学校入学前の子の養育のために所定労働時間短縮措置を受け、これにより賃金が低下している期間中に、会社の倒産により離職した受給資格者については、その所定労働時間短縮措置が行われる前の賃金により基本手当の日額が算定される。(H16-3B)

→ ○ (法17条3項、H21.3.31厚生労働省告示230号) 設問の場合は、法17条1項又は2項(賃金日額)の規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと認められる場合に該当する。この場合には、厚生労働大臣が定める額を賃金日額とすることとされているが、具体的には、所定労働時間短縮前の賃金日額と離職時の賃金日額とを比較して、いずれか高い方の賃金日額により基本手当の日額が算定される。

<過去問② P152 ■□30>

■□30 小学校就学前の子を養育するために所定労働時間短縮の措置を受け、賃金が低下しているときに離職した特定受給資格者については、基本手当日額は、当該措置の開始前の賃金による賃金日額に基づいて算定される。(H20-2B)

→ ○ (法 17 条 3 項、H21.3.31 厚生労働省告示 230 号) 設問のとおりである。
設問の場合には、所定労働時間の短縮が行われる前に当該受給資格者に支払われていた賃金を考慮して賃金日額を算定することとされており、具体的には、所定労働時間短縮前の賃金日額と離職時の賃金日額とを比較して、いずれか高い方の賃金日額により基本手当の日額が算定される。

第3款 労働保険徴収法

◆特例納付保険料

1. 特例納付保険料が労働保険料の種類に加えられた。

改正後（一部追加）（法 10 条 2 項）

② 労働保険料は、次のとおりとする。

1. 一般保険料
2. 第 1 種特別加入保険料
3. 第 2 種特別加入保険料
4. 第 3 種特別加入保険料
5. 印紙保険料
6. 特例納付保険料

過去問②

P. 238 [問 1] [問 2]

<過去問② P238 □□1>

□□1 労働保険徴収法第 10 条によれば、政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収するとされ、当該保険料とは、一般保険料、第 1 種特別加入保険料、第 2 種特別加入保険料、第 3 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料である。(H20-雇 9B)

→ ○ (法 10 条 2 項) 設問のとおりである。労働保険料の種類には、一般保険料、第 1 種特別加入保険料、第 2 種特別加入保険料、第 3 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料がある。

<過去問② P238 □□2>

□□2 労働保険徴収法には、労働保険の事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料（労働保険料）の種類として、一般保険料、特別加入保険料、船員特別保険料、印紙保険料及び特例納付保険料が規定されている。(H19-雇 9E)

→ × (法 10 条 2 項) 労働保険料の種類は、一般保険料、第 1 種特別加入保険料、第 2 種特別加入保険料、第 3 種特別加入保険料、印紙保険料及び特例納付保険料とされ、「船員特別保険料」は含まれていない。

2. 特例納付保険料に関する条文が追加されたことにより、条文番号が、以下のとおり変更された。

過去問②

P. 225 [問 10] [問 11]、P. 277 [問 12] ~P. 285 [問 38]
P. 287 [問 6] ~P. 289 [問 17]、P. 294 [問 10] ~P. 297 [問 13]

<過去問② P225 □□10・□□11>

変更前 (則 74 条) ⇒変更後 (則 77 条)

<過去問② P277 □□12 ~ P285 □□38>

変更前 (法 26 条) ⇒変更後 (法 27 条)

変更前 (法 27 条) ⇒変更後 (法 28 条)

変更前 (法 28 条) ⇒変更後 (法 29 条)

変更前 (法 30 条) ⇒変更後 (法 31 条)

変更前 (法 31 条) ⇒変更後 (法 32 条)

変更前 (則 56 条) ⇒変更後 (則 60 条)

<過去問② P287 □□5 ~ P289 □□17>

変更前 (則 59 条) ⇒変更後 (則 63 条)

変更前 (則 61 条) ⇒変更後 (則 65 条)

変更前 (則 60 条) ⇒変更後 (則 64 条)

変更前 (則 62 条) ⇒変更後 (則 66 条)

変更前 (則 65 条) ⇒変更後 (則 69 条)

変更前 (則 58 条) ⇒変更後 (則 62 条)

<過去問② P295 □□10 ~ P297□□13>

変更前 (則 70 条) ⇒変更後 (則 72 条)

変更前 (則 64 条) ⇒変更後 (則 68 条)

変更前 (則 71 条) ⇒変更後 (則 73 条)

第4款 健康保険法

嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱い

特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、定年による退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこととされていたが、今回の改正により、この取扱いは定年による退職以外の理由で退職後継続して再雇用される者にも適用されることとなった。

改正後 (平成 22 年 6 月 10 日保保発 0610 第 1 号)

健康保険法及び厚生年金保険法においては、一定の事業所に使用される者が事業主との間に事実上の使用関係が消滅したと認められる場合にその被保険者の資格を喪失するものと解されている。

したがって、同一の事業所においては雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものである。

ただし、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこと。

なお、この場合においては、被保険者資格取得届にその者が退職をした後、新たな雇用契約を結んだことを明らかにできる書類（事業主の証明書等）を添付させること。

過去問 ③ P.24 [問 21]

<過去問③ P24 ■□21>

■□21 特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、定年による退職後引き続き再雇用された場合、使用関係はいったん中断したものとして被保険者資格を喪失させることができる。(H18-1E)

→ ○ (法 36 条、H8.4.8 保文発 269 号、庁文発 1431 号) 同一の事業所において雇用契約上一旦退職した者が、1 日の空白もなく、引き続き再雇用された場合は、被保険者資格は継続することを原則とするが、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者が、退職後継続して再雇用された場合、使用関係はいったん中断したものとみなし、事業主から被保険者資格喪失届、被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないものとされている。

◆ 一部負担金等の軽減特例措置

70歳以上の一般所得者に係る一部負担金等の軽減特例措置を平成23年度においても継続することとされた。

平成22年度に引き続き、以下の軽減特例措置を継続することとされた。

- ① 70歳以上の一般所得者に係る一部負担金の割合は「**100分の10**」とされた。
- ② 70歳以上の一般所得者に係る高額療養費算定基準額は、個人単位（外来療養）が「**12,000円**」、世帯単位が「**44,400円**」とされた。
- ③ 70歳以上の一般所得者に係る75歳到達月の高額療養費算定基準額は、個人単位（外来療養）が「**6,000円**」、世帯単位が「**22,200円**」とされた。
- ④ 70歳以上の世帯の一般所得者に係る高額介護合算算定基準額は、「**56万円**」とされた。

過去問③

P.68 [問7~9]、P.78 [問47]、P.96 [問115]
P.106 [問155]、P.208 選択式、P.210 選択式

<過去問③ P68 □□7>

□□7 保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける際の一部負担金の割合は、70歳未満の場合には3割、70歳以上の場合には原則として2割（※）である。ただし、70歳以上であっても、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が【 A 】万円以上である被保険者については、3割とされているが、その場合でも、70歳以上の被保険者及びその【 B 】歳以上75歳未満の被扶養者の収入の額が【 C 】万円（当該被扶養者がいない者にあつては383万円）に満たない者については、2割（※）となる。（H15）

- A : 28
B : 70
C : 520

（※）平成23年度については、一部負担金の引上げの凍結措置により、当該一部負担金の割合は、「1割」に据え置かれている。

<過去問③ P68 □□8>

□□8 70歳の被保険者及びその70歳以上75歳未満の被扶養者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円に満たない場合であっても、標準報酬月額が28万円以上の場合における一部負担金は、療養の給付に要する費用の額の100分の30である。（H17-8A）

→ × (法 74 条 1 項、令 34 条) 設問の場合、標準報酬月額が 28 万円以上であっても、厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が 520 万円に満たない場合は、一部負担金の割合は「100 分の 20」(平成 23 年度については、一部負担金の引上げの凍結措置により「100 分の 10」)となる。

<過去問③ P68 ■□9>

■□9 標準報酬月額の随時改定により標準報酬月額が変更になり、一部負担金の負担割合が変更する場合、負担割合が変更になるのは、改定後の標準報酬月額が適用される月からである。(H22-2E)

→ ○ (法 74 条 1 項、H18.7.28 保保発 0728004 号) 設問のとおりである。70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合の一部負担金の率は 100 分の 20 (平成 23 年度については、一部負担金引上げの凍結措置により 100 分の 10)とされているが、標準報酬月額 28 万円以上の者(一定以上所得者)についての一部負担金の割合は 100 分の 30 となるため、負担割合の変更が行われる場合がある。

<過去問③ P78 ■□47>

■□47 72 歳で標準報酬月額が 20 万円である被保険者が評価療養を受け、その費用が保険診療の部分 10 万円、保険外診療の部分 5 万円であるとき、被保険者の支払額は 6 万円となる(一部負担金に係る凍結措置はないものとする)。(H19-4A)

→ × (法 74 条 1 項 2 号、法 86 条 2 項) 70 歳に達する月の翌月以降に係る保険診療部分の自己負担割合(一定以上所得者を除く)は、「2 割」であるため、設問の被保険者の支払額は、保険診療部分の「2 万円」と保険外診療部分の 5 万円 で合計 7 万円となる。なお、平成 23 年度については、自己負担割合を「1 割」に据え置く経過措置があることから、保険診療部分の「1 万円」と保険外診療部分の 5 万円 で合計 6 万円となる。

<過去問③ P96 ■□115>

■□115 70 歳以上で一般所得者である被保険者に係る平成 23 年度のある月の一部負担金は、高額療養費制度がなかったとしたならば、X 病院の外来療養分が 8,000 円、Y 病院の外来療養分が 32,000 円、Z 病院の入院療養分が 50,000 円であった。この場合、外来療養に係る高額療養費の算定基準額(自己負担限度額)が【 A 】円で、高額療養費として支給される額が【 B 】円となる。これに入院療養分を加えた全体として的高額療養費の算定基準額が【 C 】円であるので、全体としては、高額療養費の金額が【 D 】円となる。ただし、入院をした場合の一部負担金の窓口払いは算定基準額までであり、それを超える一部負担金は高額療養費として現物給付化されるので、Z 病院の窓口で払う額は一部負担額から現物給付分を差し引いた額である。したがって、実際に償還される金額は【 E 】円となる。(H16)

- A : 12,000
B : 28,000
C : 44,400
D : 45,600
E : 40,000

(※) 平成 23 年度については、一部負担金の引上げの凍結措置に伴い、70 歳以上の一般所得者については、外来療養に係る高額療養費算定基準額は「12,000 円」（本来額は「24,600 円」）、70 歳以上の世帯に係る全体として的高額療養費算定基準額は「44,400 円」（本来額は「62,100 円」）に据え置かれている。

<過去問③ P106 □□155>

□□155 標準報酬月額が28万円以上である被保険者の被扶養者が70歳に達する日の属する月の翌月に医療給付を受けた場合、被保険者及びその被扶養者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が520万円未満のときは、その給付率は100分の80である。(H18-3A)

- ○ (法 110 条 2 項、令 39 条) 設問のとおりである。なお、平成 23 年度については、特例措置により、設問の家族療養費の給付割合は「100 分の 90」とされている (H22.12.20 保発 1220 第 1 号)。

<過去問③ P208 【平成 15 年度本試験選択式問題】 1 >

1 保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける際の一部負担金の割合は、70 歳未満の場合には 3 割、70 歳以上の場合には原則として 2 割 (※) である。ただし、70 歳以上であっても、療養の給付を受ける月の標準報酬月額が 万円以上である被保険者については、3 割とされているが、その場合でも、70 歳以上の被保険者及びその 歳以上 75 歳未満の被扶養者の収入の額が 万円 (当該被扶養者がいない者にあつては 383 万円) に満たない者については、2 割 (※) となる。

- A : ⑥ 28 (法 74 条 1 項 3 号、令 34 条)
B : ⑪ 70 (令 34 条 2 項)
C : ⑭ 520 (令 34 条 2 項)

(※) 平成 23 年度については、一部負担金の引上げの凍結措置により、当該一部負担金の割合は、「1 割」に据え置かれている。

<過去問③ P210 【平成 16 年度本試験選択式問題】 >

70 歳以上で一般所得者である被保険者に係る 平成 23 年度のある月の一部負担金は、高額療養費制度がなかったとしたならば、X 病院の外来療養分が 8,000 円、Y 病院の外来療養分が 32,000 円、Z 病院の入院療養分が 50,000 円であった。こ

の場合、外来療養に係る高額療養費の算定基準額（自己負担限度額）が 円で、高額療養費として支給される額が 円となる。これに入院療養分を加えた全体として的高額療養費の算定基準額が 円であるので、全体としては、高額療養費の金額が 円となる。ただし、入院をした場合の一部負担金の窓口払いは算定基準額までであり、それを超える一部負担金は高額療養費として現物給付化されるので、Z病院の窓口で払う額は一部負担額から現物給付分を差し引いた額である。したがって、実際に償還される金額は 円となる。

(H16)

- A : 12,000 (令 42 条 3 項)
B : 28,000 (令 42 条 3 項)
C : 44,400 (令 42 条 2 項)
D : 45,600 (令 41 条 2 項、3 項、令 42 条 2 項、3 項)
E : 40,000 (令 43 条 1 項、2 項)

(※) [平成 23 年度](#)については、一部負担金の引上げの凍結措置に伴い、70 歳以上の一般所得者については、外来療養に係る高額療養費算定基準額は「12,000 円」（本来額は「24,600 円」）、70 歳以上の世帯に係る全体として的高額療養費算定基準額は「44,400 円」（本来額は「62,100 円」）に据え置かれている。

第5款 国民年金法

◆物価スライド特例措置に係る年金額の改定

平成 22 年の全国消費者物価指数は対前年比マイナス 0.7%となり、基準となる平成 17 年の物価と比較してマイナス 0.4%となったことから、平成 23 年度の年金額は 0.4% の引下げとなった。

過去問④ P. 96 [問 6]

<過去問④ P96 ■□6>

■□6 年金たる給付（付加年金を除く。）については、経過措置により、平成 16 年改正後の規定により計算された額が、平成 12 年改正後の規定により計算された額に 0.981 を乗じて得た額（平成 23 年度価額）に満たない場合には、後者の額がこれらの給付額とされる。（H22-3D）

◆ 保険料等の改正（法 87 条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条ほか）

平成 23 年度の保険料額は、 $15,260 \times$ 保険料改定率であるが、保険料改定率が 0.984 となったため、平成 23 年度の保険料額は 15,020 円 ($15,260 \text{ 円} \times 0.984$) となった。（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

過去問④ P. 100 [問 11]、P. 294 選択式

<過去問④ P100 ■□11>

■□11 国民年金の保険料は、法律で定められた平成 16 年度価格の保険料の額（平成 23 年度に属する月の月分は【 A 】円）に、その年度の保険料改定率を乗じて得た額とされている。保険料改定率は、平成 17 年度については 1 とされ、平成 18 年度以後については、それぞれの年度の前年度の保険料改定率 \times 当該年度の初日の属する年の【 B 】年前の物価変動率 \times 当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率（3 年前から 5 年前のもの 3 年平均）とされている。平成 23 年度の保険料改定率は【 C 】である。（H19）

- A : 15,260
B : 2
C : 0.984

<過去問④ P294 【平成 19 年度本試験選択式問題】 1 >

- 1 国民年金の保険料は、法律で定められた平成 16 年度価格の保険料の額（平成 23 年度に属する月の月分は 円）に、その年度の保険料改定率を乗じて得た額とされている。保険料改定率は、平成 17 年度については 1 とされ、平成 18 年度以後については、それぞれの年度の前年度の保険料改定率×当該年度の初日の属する年の 年前の物価変動率×当該年度の初日の属する年の 4 年前の年度の実質賃金変動率（3 年前から 5 年前のもの 3 年平均）とされている。平成 23 年度の保険料改定率は である。

- A : ㉔ 15,260（法 87 条 3 項）
B : ⑩ 2（法 87 条 5 項）
C : ⑭ 0.984（国民年金法による改定率の改定等に関する政令 2 条）

※ なお、問題文の選択肢についても、A と C の正解肢となる㉔、⑭は、同様の修正をお願いします。

第6款 厚生年金保険法

(1) 物価スライド特例措置に係る年金額の改定

平成 22 年の全国消費者物価指数は対前年比マイナス 0.7%となり、基準となる平成 17 年の物価と比較してマイナス 0.4%となったことから、平成 23 年度の年金額は 0.4%の引下げとなった。

(2) 法定の年金額（本来額）に係る再評価率の改定

年金額の改定は、毎年度、再評価率を改定することによって行われるが、その際に用いられる再評価率は、原則として、新規裁定者については「名目手取り賃金変動率」、既裁定者については「物価変動率」を基準に毎年度改定される。

平成 23 年度の再評価率の改定に係る「名目手取り賃金変動率」は 0.978（-2.2%）、「物価変動率」は 0.993（-0.7%）となったが、「名目手取り賃金変動率」が 1 を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回った場合の再評価率の改定については、物価変動率を基準とする。したがって、平成 23 年度の再評価率の改定については、新規裁定者、既裁定者ともに「物価変動率」を用いることとなった。

項目		本来の額	物価スライド特例措置による年金額
加給年金額	配偶者、子 2 人目まで	221,300 円 (224,700 円×0.985)	227,000 円
	子 3 人目以降	73,800 円 (74,900 円×0.985)	75,600 円
老齢厚生年金の配偶者加給年金額に係る特別加算額	昭和 9 年 4 月 2 日 ～昭和 15 年 4 月 1 日	32,700 円 (33,200 円×0.985)	33,500 円
	昭和 15 年 4 月 2 日 ～昭和 16 年 4 月 1 日	65,300 円 (66,300 円×0.985)	67,000 円
	昭和 16 年 4 月 2 日 ～昭和 17 年 4 月 1 日	98,000 円 (99,500 円×0.985)	100,600 円
	昭和 17 年 4 月 2 日 ～昭和 18 年 4 月 1 日	130,600 円 (132,600 円×0.985)	134,000 円
	昭和 18 年 4 月 2 日～	163,300 円 (165,800 円×0.985)	167,500 円
特別支給の老齢厚生年金の定額単価		1,604 円 (1,628 円×0.985)	1,676 円
障害厚生年金の最低保障額		576,900 円 (2 級の障基×3/4)	591,700 円
中高齢寡婦加算額		576,900 円 (遺基×3/4)	591,700 円

(※) 平成 16 年改正で導入されたマクロ経済スライドによる調整については、物価スライド特例措置による物価下落率の累積分が解消された後に開始されることとされており、平成 23 年度においては行われない。

(※) 平成 23 年度の従前額保障に係る改定率は、0.986 とされた。

(※) 本来額に係る改定率 0.985 は、0.992（前年の改定率）×0.993 による。

過去問④ P178 [問 28 ・ 問 30]

<過去問④ P178 ■□28>

■□28 昭和9年4月2日以後に生まれた老齢厚生年金の受給権者に係る配偶者の加給年金額に加算される特別加算額は、物価スライド特例措置による場合、受給権者の生年月日に応じて 33,500 円 から 167,500 円 であって、受給権者の年齢が若いほど大きくなる。(H19-4C)

<過去問④ P178 □□30>

■□30 昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、224,700 円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額に170,700 円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である168,100 円を加算した額とする。(H21-6E)

→ × (S60 法附則 60 条 2 項) 昭和9年4月2日から昭和15年4月1日までに生まれた者に支給する老齢厚生年金の配偶者に係る加給年金額については、224,700 円に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額に、「33,200 円」に改定率を乗じて得た額に端数処理をして得た額である 「32,700 円」(平成23年度法定額) を加算した額とされる。

◆ 在職老齢年金の支給停止調整額、支給停止調整変更額の改定

平成 23 年度における在職老齢年金の支給停止の基準となる額が、以下のとおり改定された。

- ① 60 歳前半の在職老齢年金についての支給停止調整開始額及び支給停止調整変更額（法附則 11 条）。

	平成 23 年度に属する月分
支給停止調整開始額	28 万円（前年と同額）
支給停止調整変更額	<u>46 万円</u> （前年 47 万円）

- ② 65 歳以降の在職老齢年金についての支給停止調整額（法 46 条）。

	平成 23 年度に属する月分
支給停止調整額	<u>46 万円</u> （前年 47 万円）

過去問 ④ P192 [問 75・76]、P194 [問 77]、P196 [問 86]

<過去問④ P192 □□75>

□□75 在職者で、特別支給の老齢厚生年金を受給している者の基本月額、報酬比例部分の 100 分の 80 に相当する額を 12 で除した額であり、この額と報酬月額相当額の合計が 28 万円以下の場合には、報酬比例部分の 100 分の 20 が支給停止されるが、定額部分及び加給年金額は停止されない。（H13-7E）

→ ×（法附則 11 条 1 項） 基本月額は、「報酬比例部分と定額部分との合計額を 12 で除して得た額」である。この額と総報酬月額相当額の合計額が支給停止調整開始額（平成 23 年度価額 28 万円）以下の場合には、報酬比例部分も含め特別支給の老齢厚生年金は支給停止されない。

<過去問④ P192 □□76>

□□76 60 歳前半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である場合、その者の総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額との合計額が 28 万円以下のときは、年金の支給停止は行われない。（H20-10E）

→ ○（法附則 11 条、H6 法附則 21 条） 設問のとおりである。総報酬月額相当額と基本月額の合計額が支給停止調整開始額（平成 23 年度価額 28 万円）以下のときは、60 歳前半の老齢厚生年金の支給停止は行われない。

<過去問④ P194 ■□77>

■□77 60歳台前半の在職者に適用される特別支給の老齢厚生年金の支給停止額の計算において、当該被保険者の基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるときは、支給停止調整変更額と基本月額の合計額から支給停止調整開始額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額に、総報酬月額相当額から支給停止調整変更額を控除して得た額を加えた額が、支給停止される。(H17-5C)

→ ○ (法附則 11 条 1 項) 設問のとおりである。基本月額が支給停止調整開始額以下であり、かつ総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるときは、「(支給停止調整変更額+基本月額-支給停止調整開始額)×1/2+(総報酬月額相当額-支給停止調整変更額)」の額が支給停止される。平成 23 年度においては、「支給停止調整開始額」は「28 万円」、「支給停止調整変更額」は「46 万円」とされている。

<過去問④ P196 □□86>

□□86 60歳台後半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である間、老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額から 46 万円を控除した額の2分の1に相当する額に相当する部分が支給停止される。(H22-2B)

→ ○ (法 46 条 1 項) 設問のとおりである。設問の期間の老齢厚生年金については、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額の合計額から支給停止調整額を控除した額の2分の1に相当する額に相当する部分が支給停止されるが、支給停止調整額は、平成 23 年度においては、46 万円とされている。